

中 期 経 営 計 画

令和2年12月

公益財団法人 山形県生涯学習文化財団

目 次

第1	計画の趣旨	
1	計画の改定	1
2	計画期間	1
第2	取り巻く環境と財団の現状及び課題	
1	取り巻く環境の変化	1
2	経営状況の変化	2
第3	基本方針(3つの視点)	4
第4	4つの重点施策	
1	指定管理事業の継続	5
2	自主事業の再構築	6
3	組織力の強化	7
4	経営収支の改善	8
第5	計画の推進	9
資料		11

第1 計画の趣旨

1 計画の改定

当財団が県出資の公益法人として設立され県生涯学習センターの管理運営と生涯学習事業を開始し、さらに文化振興部門と男女共同参画部門を加えながら四半世紀以上が経ち、当財団を取り巻く環境は大きく変化している。

制度面では、公の施設にかかる指定管理者制度への変更と公益法人制度の改革という大きな変化があった。また、社会環境面では、当財団の事業分野である県民の生涯学習、文化活動等が活性化する一方で、地域社会における少子高齢化の進展等により当財団の事業のあり方も大きな影響を受けている。

さらにこの間、金利水準の低下に伴い資産運用収入が減少し事業費の財源として基本財産・特定資産の取崩しに依存せざるを得ない状況が続き、経営状況は厳しさを増してきた。

これらを踏まえ、中期経営計画を策定して平成26年度から3年間（第1期）、次いで平成29年度から4年間（第2期）、経営改善に取り組んできた。これにより一定の成果が上げられたものと考えられるが、日本銀行のマイナス金利政策等による低金利等が継続しており、引き続き経営改善の取組みを行っていくため、計画を改定するものである。

2 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第2 取り巻く環境と財団の現状及び課題

1 取り巻く環境の変化

(1) 公の施設にかかる指定管理者制度への変更

ホールなどの文化施設をはじめとする地方公共団体設置の公共施設の管理運営方式に関して、地方自治法改正により「公の施設にかかる管理委託制度」が廃止され「指定管理者制度」が創設され、本県の県立施設には平成18年4月に導入された。この制度では民間企業等の参入が認められるとともに、一定の指定期間が設定される。

民間企業等との競争の中で指定管理者に選定、更新されるためには、魅力ある事業企画、サービス提供のノウハウ、コスト競争力がより強く求められることとなった。

当財団は、県生涯学習センター（平成26年度に洗心庵が追加）、県男女共同参画センター及び県郷土館について、設置当初から管理委託を受託し、引き続き平成18年4月から指定管理者に指定され、これまで更新を重ねている。さらに、令和元年度に県総合文化芸術館について、共同事業体として指定管理者の指定を受けた。

(2) 公益法人制度の改革

公益法人改革三法の施行（平成20年12月。下記【注】）により、非営利法人の設立について許可主義〔公益法人として設立〕から準則主義〔一般法人として設立〕に変わるとともに、法人運営についても主務官庁監督指導型から法人自己責任型へと転換した。

このため法人の自由度、自立性が高まる一方、自己管理が強く要請され、ガバナンスの強化、情報公開など経営管理の強化が求められるようになった。

当財団はさらに、公益目的事業を主目的とする法人として、県知事による公益認定を受け平成24年4月に公益財団法人として新たにスタートした。このため、運営に当たって公益目的事業比率などの遵守事項があり、また、報告徴収など県知事による指導監督下に置かれている。

【注】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ほか。

(3) 社会環境の大きな変化

当財団を取り巻く社会環境をみれば、財団設立の頃に本格化した本県の生涯学習は、近年も市町村等の関係施設が増加し身近な学習活動が活性化している。文化施設も一層整備が進み、県民の文化活動環境はより充実している。男女共同参画社会の形成に関しては、地域の身近なところでも進展がみられるが、なお低い水準にある。

また、人々の活動を支える情報通信手段の発達が目覚ましくインターネットやSNSなどにより施設や現地に行かずに各種情報を速やかに入手、発信できるようになった。

一方、少子高齢化が加速し、地域社会が抱える課題の多様化、複雑化が進行しており、そのような課題に対応するため当財団の事業についても見直しを進めていかなければならない。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済活動の縮小、変容がみられ、当財団も大きな影響を受けている。そうした変容としてWEB会議やテレワーキングの普及が上げられ、当財団でもそれらのICT（情報通信技術）を活用した事業展開を図っていく必要がある。

2 経営状況の変化

当財団の経営状況を事業構成、組織体制及び財務状況の面からみてみると、現状は次のとおりであり、これまでの中期経営計画の取組みを経て大きく変化している点がみられる。

(1) 事業構成の状況

ア 当財団の事業は、分野別に生涯学習部門、文化振興部門及び男女共同参画部門の3部門に分かれるほか、若干のその他事業がある。

各部門を通して事業を性質別に分類すると、指定管理事業、自主事業（下記【注】）及び指定管理事業以外の受託事業に分けられる。この分類により事業構成をみてみると、資料-1にあるように、従来から指定管理事業と自主事業とで全体のほとんどを占めており、現在両者の比率は概ね2対1となっている。

中期経営計画の取組みを経て、事業全体額が減少する中、指定管理事業費が増加し構成比率が高まる一方、自主事業費が大きく減少し構成比率も減少している。

【注】 自主事業とは、指定管理者の指定や業務委託による事業ではない、自主的に

実施する事業のこと。指定管理者が当該施設に関してその効用をより高めるなどのため、自らの創意工夫により事業を行う場合を含む。

イ 指定管理事業については、平成26年度に県の新施設「洗心庵」の指定管理を受けたことなどから増加し、指定管理事業は当財団の業務のなかで一層大きな存在となっている。

ウ 自主事業は、事業部門としてはほとんど生涯学習部門と文化振興部門であるが、中には財団設立時からの事業や県からの移管・要請による事業があり、長年の継続により事業目的や必要性、成果、行政施策との関連等が曖昧になる場合がある。また、財源は基本的に自主財源であり特定資産取崩に依存する面が大きいという課題がある。

このため、中期経営計画（第1期）において自主事業の重点的な見直しに取り組んで、事業コストの縮減を図るほかに事業によっては規模縮小や、優先度の低い事業の廃止など大きな絞込みを行い、自主事業費を大きく減少させてきた。

また、事業数についても長期継続の事業数が減少するとともに、新たな事業創出の取組みにより新規事業も出てきた。その後も複数の事業を大括りにした事業などにおいて、一部新規や事業内容の拡充などがなされている。

(2) 組織体制の状況

ア 当財団の組織体制は、事業部制的な形態を継続している。ただし、この間、課を廃止し部課制から部制へと簡素化を図った。

一般に言われるように事業部制では、各事業部が事業企画から運営実施まで一貫して行い効率性が高い一方、部横断的な事業連携を努めて行わなければならないという課題がある。

当財団ではこれまで事業分野の拡大に伴い事業実施部門を中心に組織の新設・拡大を図ってきた一方、財団全体の経営戦略や企画調整、広報などを担う経営管理機能の整備が遅れている面がある。

イ 職員の人数については、資料-2にあるように、これまで洗心庵の指定管理や総合文化芸術館の指定管理という増加要因があったものの最小限の増加となっている。

また、職員の構成は、資料-2にあるように従来から嘱託職員と臨時職員（いずれも有期雇用）への依存が大きかったが、正職員の退職がありそれがより強まっている。

背景には、財団職員の確保方法として平成23年度まで県職員派遣があり、設立時より業務の中核を担ってきたが、その後順次引き揚げられ、それを補完する形でフルタイムの嘱託職員を増やしてきたということがある。

ウ 労働契約法の改正があり、有期雇用者は通算5年経過すれば無期雇用への転換申込みができるようになり、従来のような有期雇用の繰返しはなくなる（平成30年4月）。これを契機に、嘱託職員の業務ノウハウの蓄積と資質向上により中核的な人材を育成・確保していくため、嘱託職員の無期転換化制度を令和元年度に導入し、各部門の状況と個々の職員の状況に応じて実施してきた。

(3) 財務の状況

ア 当財団の収入構成について、当財団の決算書の経常収益の内訳からみると、資料－3にあるように、主な収入は、指定管理料（令和元年度構成比 60.4%）、特定資産取崩収入（同 21.7%）、特定資産運用益（同 8.6%）などという構成になっている。

上位3つの項目は中期経営計画の取組みを経ても変わらないが、収入合計がほぼ横這いのなか、新たな指定管理を受けたことから指定管理料が増加している。

イ 当財団において基本財産・特定資産の取崩しについては、金利水準の低下に伴う資産運用益収入の減少という事態を受けて、「財団において自主事業の規模を一定水準に維持するため」平成11年度に始まり、その後も資産運用益収入の減少を補う形で取崩しを行ってきた。それに伴い、資料－4にあるように、基本財産・特定資産の残高は、平成11年度以降減少してきている。

これは経営基盤の脆弱化を招くことになるため、中期経営計画（第1期）で「特定資産取崩額を各年度1億2千万円以下に抑えること」を収支改善目標に設定し取崩額の抑制に取り組んで、毎年度、設定額未滿にとどめることができた。また、第2期では、それまでの取組みを踏まえて「特定資産取崩額を各年度1億円未滿に抑える。ただし、県立図書館大規模改修の財務面への影響に留意する。」という目標を設定し、これまで設定額未滿にとどめられている。

第3 基本方針（3つの視点）

これまでの中期経営計画の取組みの経緯や、当財団の現状と課題及び取り巻く環境の変化を踏まえ、本計画においては引き続き、基本方針として次の「3つの視点」を掲げ、その下に「4つの重点施策」を掲げて取り組んでいく。

■ 3つの視点

○財団の原点に立ち返ること。

財団の原点とは、財団設立の理念であり、定款において目的や事業の規定に明記されている。（別紙）

○経営の基礎固めをすること。

経営の基礎固めとは、持続的な経営を支える基盤（人材、財務など）を強化することである。

○経営の新たな取組みを目指すこと。

前2点を踏まえつつ、状況変化に対応しチャレンジしていく。

■ 4つの重点施策

○ 指定管理事業の継続

○ 自主事業の再構築

○ 組織力の強化

○ 経営収支の改善

【定款の目的規定(第3条)】

この法人は、県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

〈注〉「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正(平成12年4月施行)により新たに記載され、「男女共同参画社会の形成促進」は、新法人の定款(平成24年4月施行)に新たに記載された。

第4 4つの重点施策

1 指定管理事業の継続

3施設(県生涯学習センター、県男女共同参画センター及び県郷土館・県政史緑地)については、公の施設の管理委託のときからの実績とノウハウがあり、当財団による管理運営は施設目的の効果的な達成に寄与している。元々、これら施設の設置目的と当財団の設立目的は重なり、これらの管理運営事業は当財団にとって欠かせないとも言える存在である。また、新たに共同事業体として指定管理者に指定された総合文化芸術館についても、同様に施設の設置目的と財団の設立目的が重なるものである。

3施設については、建物設備面を中心に老朽化が目立ち施設改修等も生じてくることを踏まえた管理運営をしていき、新たな総合文化芸術館については、共同事業体方式を踏まえて円滑な運営を図っていく。

加えて、現在新型コロナウイルス感染拡大により施設の利用制限を実施しているが、今後の感染の状況に応じて、県の指導のもとに施設利用やイベント事業実施に対応していく。

① 次期の指定管理者選定に向けた取組み

県郷土館・県政史緑地については、次期の指定管理者選定が令和3年度に予定されているので、管理運営や事業の計画など提案内容の策定に向け早期に取り組んでいく。

② サービス提供力とコスト競争力の向上、利用者の増加

民間企業等との競争という環境の下、サービス提供力とコスト競争力の向上は重要である。

指定管理者選定時の計画に加え、日常の指定管理業務においても利用者要望等への対応力を向上させ利用者満足度のアップを図り、利用者の増加に結び付けていく。例えば、サービス向上と業務効率化の観点から、施設使用の申請・許可手続きについて電子的な方法を取り入れることを検討する。

③ 新たな指定管理事業の可能性の検討

この間、洗心庵はじめ新施設が加わった経緯があるが、新たな指定管理事業の可能

性を探求し、可能性のある施設の把握や事業化の課題の検討を行う。

取組内容	3年度	4年度	5年度
①次期の指定管理者選定に向けた取組み ②サービス提供力とコスト競争力の向上、 利用者の増加 ③新たな指定管理事業の可能性の検討			

2 自主事業の再構築

自主事業は、指定管理事業と並んで当財団の事業の中核をなすもので、県民の生涯学習活動や文化活動等を支援しそれらの活動促進に寄与してきており、当財団の目的達成に欠かせないものである。しかし、事業実施の年数経過によって課題が生じてくるものであり、必要な見直しを行い、効果的な事業展開を図っていく。

中期経営計画（第1期）の取組みで重点的に自主事業を見直し前記のように絞込みを行い、一定程度の量的な見直し効果が上げられた。第2期の取組みでは、事業内容という質的な面に重点を置いて見直しを行い、事業の内容拡充や一部廃止・新規などを進めてきた。今後は、事業内容の見直しを継続するとともに、財源等の状況変化を踏まえて事業見直しも図っていく。

なお、WEB会議等の活用に関しては、WEBによる広報誌編集会議の実施、「山形学」などの講座実施の際の活用やWEB配信など、新たな展開を進めていく。

① 事業体系・内容の点検と事業見直し

次に掲げる県の関係計画の改定など環境変化に留意し事業体系を点検しながら自主事業の内容の見直しを継続するほか、上記のような事業見直しを図っていく。

県生涯学習振興計画（平成30年度～令和4年度）

県文化推進基本計画（令和元年度～令和5年度）

② 事業評価の取組み

効果的な事業展開の観点から、これまでの取組みに引き続き、毎年度の数値目標設定及びその成果検証を行っていく。

③ 新たな事業の展開

当財団の強みや特長を生かして新たな事業を構築していくことも重要である。当財団の施設、事業は複合的になっており、加えて近隣に類似分野の施設も存在する。これを生かして引き続き近隣施設間の連携事業を推進していく。

また、中心部にあってアクセスに優れ、さらに県郷土館等は歴史的な価値や観光資源としての価値が高い。今後の国内外からの来館者増加に向け、特にインバウンド拡大のため外国語による情報発信や外国語表記の導入などに取り組んでいく。

さらに、当財団の各事業分野のノウハウを生かして、行政に対し受託事業等の提案を行っていく。

取 組 内 容	3 年 度	4 年 度	5 年 度
①事業体系・内容の点検と事業見直し			
②事業評価の取組み			
③新たな事業の展開			

3 組織力の強化

当財団が状況変化に柔軟に対応しつつ経営戦略を円滑に遂行できるように、経営基盤である組織力を強化していくことが重要である。

まず、組織体制については、状況変化に合わせて適宜に見直すとともに、部門間調整や経営企画などの機能強化を図っていく。

また、組織を支える職員については、当財団の職員構成の特徴を踏まえて、職員の資質向上と中核的な人材の確保を重要課題として重点的に取り組んでいく。

① 組織体制と職員配置の見直し

指定管理事業の内容や業務の変更、自主事業の再構築等による業務の内容及び量の変動に合わせて組織体制と職員配置の見直しを行う。

② 経営管理機能の強化

部門間調整・連携を図り、財団としての経営計画・経営戦略の作成実施、財団広報等の機能強化を図っていく。

③ 人材力の強化

公益法人管理をはじめ各専門分野に関して開催される外部研修に積極的に職員を派遣して、専門知識の習得や技能の向上を図る。

また、中核的な人材を育成・確保するため令和元年度に導入した嘱託職員の無期雇用転換化制度について、各部門及び個々の状況を踏まえながら推進していく。

併せて、これらの効果を見極めつつ必要に応じそのほかの人材力の強化策を検討していく。

取 組 内 容	3 年 度	4 年 度	5 年 度
①組織体制と職員配置の見直し			
②経営管理機能の強化			
③外部研修に積極的に派遣 嘱託職員の無期転換化制度の推進			

4 経営収支の改善

収入に関しては、指定管理料は適正な水準の確保に努めるとともに特定資産の運用はできる限り有利な運用を行い、費用に関しては、種々の方策により経費の縮減を図る。

収支改善に関し中期経営計画（第1期）では厳しい財務状況を踏まえ収支改善目標を設定して、特定資産取崩額の抑制に努め毎年度目標を達成してきた。この取組み経緯のもとに第2期計画でも目標を設定して取り組んできて、これまで目標設定額未満にとどめられている。

こうした取組み経過を踏まえ、本計画においても収支改善目標（特定資産取崩額の目標上限額）を設定して取り組むこととする。

① 収益の増加

資産運用については、第2期には、超低金利の状況を踏まえ債券運用において適切なリスク管理を行ったうえで社債購入を行うことまで拡大した。今後は、社債による運用を推進するとともに、新たな効率的な運用を検討していく。

また、利用料金について施設利用者増加の取組みにより利用率向上と収入増加を図り、事業収入について自主事業等の講座や主催公演等の参加者数の増加により収入増加を図るとともに、引き続き受益者負担の適正化を進める。

さらに、行政や民間団体等における助成制度の積極的な活用を図るとともに、行政に対する受託事業等の提案により受託事業収入の確保を図る。

② 費用の削減

各種経費について、部門間の共同実施等の方策も探りながら、効率的な経費の執行を図る。

また、引き続き各部共通の費用項目（講師等謝金、助成金の助成率等）に係る支出基準を見直していくとともに、職員のコスト意識や省エネ意識の定着を図ることにより事務費・管理費等のコスト削減を図る。

③ 収支改善の目標設定

中期経営計画（第1期）の「特定資産取崩額を各年度1億2千万円以下に抑える」という目標設定、第2期計画の「各年度1億円未満に抑える。ただし、県立図書館大規模改修の財務面への影響に留意する。」という目標設定の経緯を踏まえながら、現在の世界的な金融緩和や超低金利の状況を考慮し、目標として「特定資産取崩額を各年度1億円未満に抑える。ただし、金融緩和による資産運用益減への対処について留意する（併せて事業見直し）。」とする。

【 各年度の特定資産取崩額 】

(単位：千円)

年 度	当初予算額	決 算 額
平成22年度	153,000	128,596
平成23年度	160,000	123,744
平成24年度	139,286	93,142
平成25年度	131,176	85,800
平成26年度	115,944	83,000
平成27年度	103,879	77,000
平成28年度	97,750	80,500
平成29年度	97,750	80,500
平成30年度	97,500	83,500
令和元年度	97,500	81,500
令和2年度	97,500	(未定)

④ 長期的な財政運営スキームの検討

これまでの取組みの経緯や各年度の財務状況をもとに、今後の当財団の事業構成及びそれを踏まえた収支等の財務見通しなど、長期的な財政運営のスキームについて検討していく。

取 組 内 容	3年度	4年度	5年度
①収益の増加			
②費用の削減			
③収支改善の目標設定			
④長期的な財政運営スキームの検討			

第5 計画の推進

中期経営計画では計画期間中の財団運営の基本的な方針を定めることとしており、その実行に当たっては必要に応じ当該項目の実施計画を作成していくこととする。

本計画に掲げる施策事項について、毎年度進捗状況を把握し進行管理を行う。また、計画期間中に新たな環境変化や課題等が明らかになった場合は、適宜計画変更を行う。

こうした計画を定め経営改善を進めていくためには、計画に盛り込んだ施策事項を各部門及び担当者が具体的に実施し行動していくことが必要であり、各職員の理解のもと組織をあげて取り組んでいくものとする。

別 紙

公益財団法人山形県生涯学習文化財団 定款

○目 的（第3条）

この法人は、県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的とする。

〈注〉「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正（平成12年4月施行）により新たに記載され、「男女共同参画社会の形成促進」は、新法人の定款（平成24年4月施行）に新たに記載されたもの。

○ 事業（第4条）

- 1 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 生涯学習及び文化の振興並びに男女共同参画社会の形成に係る調査、研究、支援及び啓発等に関する事業
 - (2) 先導的な生涯学習の講座及び研修会の開催並びに文化鑑賞の機会の充実に関する事業
 - (3) 地域、企業等の生涯学習及び文化活動の指導者の育成、交流等に関する事業
 - (4) 男女共同参画社会づくりを目的とした団体・グループの支援・交流・相談への対応、情報収集・提供等に関する事業
 - (5) 地域の活性化を担う人材の育成に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山形県内において行うものとする。

（注）(1) 中の「文化の振興」、(2) 中の「文化鑑賞の機会の充実」及び(3) 中の「文化活動」は、旧法人の寄附行為改正（平成12年4月施行）により新たに記載されたもの。

(1) 中の「男女共同参画社会の形成」及び(4) は、新法人の定款（平成24年4月施行）に新たに記載されたもの。

資料-1

財団の事業構成

(単位:千円、%)

	令和元年度 (平成31年度)		平成28年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理事業	236,547	66.3	236,921	65.6	222,464	59.0
自主事業	115,167	32.3	119,083	32.9	149,214	39.6
受託事業(指定管理以外)	5,195	1.5	5,428	1.5	5,379	1.4
事業費合計	356,909	100.0	361,432	100.0	377,057	100.0

(注)事業費合計は、経常費用(事業費、管理費)のうちの事業費の金額である。
平成25年度の洗心施設管理受託事業は性質上、指定管理事業に含めている。

資料-2

財団の常勤職員構成

(単位:名)

	令和元年度 (平成31年度)	平成28年度	平成25年度
正職員	1	1	2
嘱託職員	35	34	35
(うち県・財団OB)	(11)	(11)	(8)
臨時職員	2	3	0
計	38	38	37

(注)各年度とも年度当初現在である。
平成25年度以降、嘱託職員に管理員1名を含む。
平成25年度の嘱託職員には県受託事業のための採用職員1名を含む。

資料-3

財団の収入構成（経常収益の内訳）

（単位：千円、％）

科目名	令和元年度 （平成31年度）		平成28年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料	227,701	60.4	224,064	59.5	210,275	55.3
特定資産取崩収入	81,830	21.7	80,834	21.5	85,800	22.6
特定資産運用益	32,336	8.6	30,681	8.2	29,314	7.7
補助金・負担金収入	13,304	3.5	15,196	4.0	28,169	7.4
利用料金収入	9,531	2.5	15,200	4.0	14,188	3.7
その他の受託収入	5,195	1.4	5,428	1.4	5,379	1.4
事業収入	5,244	1.4	3,515	0.9	5,153	1.4
その他	1,788	0.5	1,787	0.5	2,029	0.5
合計	376,929	100.0	376,705	100.0	380,308	100.0

（注）科目名は、分かりやすく、決算書の科目と異なる名称にしているものがある。
他団体からの事務負担金は、「その他」に含めている。

財団の特定資産（基本財産）の推移

(単位:千円)

	当期組入額	当期取崩額	期末残高	備 考
平成10年度	-	-	5,056,440	
平成11年度	-	20,000	5,036,440	
平成12年度	-	24,000	5,012,440	
平成13年度	-	35,000	4,977,440	
平成14年度	206,280	60,000	5,123,720	国債売却益等による組入れ
平成15年度	-	90,000	5,033,720	
平成16年度	45,950	170,000	4,909,670	県長寿社会推進機構からの寄付金による組入れ
平成17年度	-	265,000	4,644,670	やまがた教育振興財団への寄付100,000
平成18年度	-	215,000	4,429,670	やまがた教育振興財団への寄付100,000
平成19年度	-	165,000	4,264,670	やまがた教育振興財団への寄付40,000
平成20年度	-	180,000	4,084,670	県社会貢献活動促進基金への寄付50,000
平成21年度	16,704	134,265	3,967,109	地方債売却益等による組入れ
平成22年度	2,701	128,596	3,841,214	債券の償却原価法適用による組入れ
平成23年度	2,702	123,744	3,720,172	債券の償却原価法適用による組入れ
平成24年度	2,701	93,142	3,629,731	債券の償却原価法適用による組入れ
平成25年度	511	85,800	3,544,442	債券の償却原価法適用による組入れ
平成26年度	289	83,000	3,461,731	債券の償却原価法適用による組入れ
平成27年度	290	77,000	3,385,021	債券の償却原価法適用による組入れ
平成28年度	290	80,500	3,304,811	債券の償却原価法適用による組入れ
平成29年度	290	80,500	3,224,601	債券の償却原価法適用による組入れ
平成30年度	△922	83,500	3,140,179	債券の償却原価法適用による組入れ
令和元年度	△1,278	81,500	3,057,401	債券の償却原価法適用による組入れ
計	276,508	2,275,547	—	やまがた教育振興財団等への寄付を除いた場合の取崩額は1,985,547

(注)平成23年度まで基本財産で、平成24年度以降は特定資産である。